

会員各位

定款変更後の社員総会（旧評議員会）出席者について

2020年11月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 清川 兼輔
制度検討委員会
委員長 櫻井 裕之

2020年8月27日に改定されました一般社団法人日本形成外科学会定款に基づき、（旧）評議員会が社員総会となります。これに伴い、定款細則において社員総会出席者に関する規約の改定を行いました。

社員総会にご出席いただく方々は、

- 1) 評議員：議決権を有し、法人法上の社員として出席していただきます。
- 2) 名誉会員：改定前と同様に、出席し発言することが認められます（議決権はありません）。
- 3) 女性議員：「女性評議員」の名称変更を行いました。改定前と同様に、出席し発言することが認められます（議決権はありません）。
- 4) 理事長指名議員：医育機関の長でありながら評議員に選出されなかった方で、理事長が指名した方を理事長指名議員とします。社員総会に出席し発言することが認められます（議決権はありません）。

といたします。

なお、詳細につきましては、改定後の定款細則を学会ホームページ（https://jsprs.or.jp/member/about/docs/teikan_saisoku.pdf）に掲載いたしましたので、ご参照いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。